平成26年第1回(2月)川南町議会臨時会会期表[1日間]

目	次	月日	曜		摘 要	
第	1日	2月5日	水	開会	本会議(議案上程•提案理由説明)	討論•採決

川南町告示第3号

平成26年第1回(2月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年1月31日

川南町長 日 髙 昭 彦

- 1 期日 平成26年2月5日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番 中津克司 君 2番 河 野 幸 夫 君 濱本義則 3番 君 4番 川上 昇 君 5番 林 光 政 君 6番 川越忠明 君 7番 内藤逸子 8番 児 玉 助 壽 君 君 9番 米山知子 君 税田 君 10番 榮 11番 山 下 壽 君 12番 德弘 美津子 君 13番 竹 本 修 君

○ 不応招議員(なし)

目 次

告	示			1
応招議	員・	不応招議員		1
		第1号 (2月5日)	
本日の	会議	に付した事件		2
出席議	員・	欠席議員・事務局出席者・説明員		3
開	会			4
		4		
			4	
		議案上程•提案理由説明(議案第2号)		5
		質疑・討論・採決(議案第1号)		6
		質疑•討論•採決(議案第2号)		9
			15	
		閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件		15
		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件		15
閉	会			16

平成26年第1回(2月)川南町議会臨時会会議録 平成26年2月5日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年2月5日 午前9時00分開会

日程第1 諸般の報告について
日程第2 会期の決定について
日程第3 会議録署名議員の指名について(山下 壽・河野 幸夫)
日程第4 議案第 1号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について
日程第5 議案第 2号 平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)
日程第6 議員派遣について
日程第7 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について

日程第8

議会運営委員会閉会中の所掌事務調査の件について

出席議員(13名)

 1番 中津 克司 君
 2番 河野 幸夫 君

 3番 濱本 義則 君
 4番 川 上 昇 君

 5番 林 光 政 君
 6番 川越 忠明 君

 7番 内藤 逸子 君
 8番 児玉 助壽 君

 9番 米山 知子 君
 10番 税 田 榮 君

 11番 山 下 壽 君
 12番 德弘 美津子 君

 13番 竹 本 修 君

欠席議員 なし

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長		髙	昭彦	君	副町長	山 村	晴 雄	君
教育長	······	: 村	誠	君	会計管理者· 会計課長	·····································	浩	君
総務課長		插	司	君	総合政策課長	永 友	尚 登	君
農林水産課長	 押]][義 光	君	農村整備課長	新倉	好 雄	君
建設課長		井	俊 文	君	上下水道課長	大 山	幸 男	君
農業委員会 事務局長	·····································	尾	英 敏	君	教育総務課長	**************************************	政彦	君
生涯学習課長			正夫	君	税務課長	永 友	好 典	君
町民課長	<u></u>	木	秀一	君	環境対策課長	三 角	博 志	君
健康福祉課長		藤	弘	君	代表監査委員	中 村	守	君

午前9時00分開会

○議長(竹本 修君) おはようございます。ただ今から平成26年、第1回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、例月出納検査及び財政的援助を与えている団体に係る監査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議がなし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、山下壽君及び河野幸夫君を指名します。

日程第4 議案第1号 「川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について」を議題とします 朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) 議案第1号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。 議案第1号は、平成26年4月より川南町文化ホール及び川南町立図書館を指定管理者に管理 させるため川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年川南町条例 第25号)第4条の規定により指定管理者となるべきものを選定しましたので、地方自治法第 244条の2第6項の規定により当該被選定者を指定管理者と指定することについて議会の議 決を求めるものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、 御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

〇生涯学習課長(橋本 正夫君) 議案第1号「川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について」その補足説明を申し上げます。

川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例に基づき設置する川南町文化 ホール及び川南町立図書館の管理運営の業務等について、より効果的かつ効率的に行うため、 指定管理者の候補となる団体を公募しました。

募集につきましては、12月24日に公募を開始し、1月8日に現地説明会(7団体参加)を踏

まえ、1月17日に公募を締め切り、結果として3団体に応募していただきました。

選定につきましては、川南町副町長を委員長として組織しました川南町文化ホール・図書館の指定管理者選定委員会において書面及びプレゼンテーションによる審査を行い、御提案しております団体を候補者として適格であると選定したところであります。

指定管理者の候補となります団体は、東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書 館流通センターで代表取締役は、渡辺太郎氏です。

同団体は、全国に23の支店をもち、受託館385館を運営する図書館専門企業でございます。 なお、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とし、業務 内容や経営能力を考査することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第5 議案第2号 「平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) 議案第2号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。 議案第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,069万円追加し、予算の総額を歳 入歳出それぞれ70億9,477万4,000円にするとともに、債務負担行為の補正を行うものでござ います。

それでは、その主なものにつきまして第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。 まず、歳入ですが、国庫支出金は、子ども・子育て支援新制度に係る電算システム構築 等事業133万円を計上しました。

繰入金は、財政調整基金繰入金1,936万円を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は、1,663万4,000円の増額で、主なものは、機構改革に伴う庁舎修繕料100万円、庁舎備品購入費1,486万1,000円、弁護委託料70万円の計上でございます。

民生費は、133万円の増額で、子ども・子育て支援新制度に係る電算システム構築等事業委 託料の予算計上でございます。

教育費は、272万6,000円の増額で自治公民館制移行に伴う備品購入費等(6別館分)の予算 計上でございます。

第2表債務負担行為補正は、川南町文化ホール・図書館指定管理料を平成26年度から平成30年度までの限度額設定及び(行ウ)第7号怠る事実の違法確認等請求事件に関する費用等の債務負担行為を設定するものでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。全員議員控え室に移動願います。

午前9時8分休憩

.....

午前11時15分開会

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩以前に引き続き会議を続行します。

議案第1号 「川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 指定管理者の指定にあたって、川南町文化ホール及び川南町図書館は、複合施設であることから株式会社図書館流通センターが選任されると聞きましたけど図書館業務が専門ではないかと思いますが、「一体的に維持管理をして運営ができるのか」「ほんとに一番相応しい指定管理者なのか」ということと、「県内でそこが指定管理者としてそこが仕事をしている所はあるのか」、また「そこでの評価はどうなのか」、「株式会社図書館流通センターに採用される職員の処遇はどうなるのか」、「現在働いている臨時職員はどうなるのか」、それと「町民の文化活動に寄与し町民生活の向上と文化及び芸術の普及及び振興を図る文化ホールのために儲けを優先する民間企業ではなくて、せめて地元の文化活動に関わる非営利団体に管理させるべきではないのか」、「そういう検討はなされたのか」、「町民の意見を十分に聞いたのか、料金の値上げはないのか」、「現在働いている町職員はどうなるのでしょうか」。こちらにもどるとは思いますけど、町職員組合との職場が減るということですので町職員組合との交渉はなされたのかお伺いいたします。

〇生涯学習課長(橋本 正夫君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。図書館流通セン ターが図書館専門であって文化ホールも一緒にする複合する施設なので、果たしてその運営 が上手くいくのだろうかということでしたが、図書館流通センターにおいては、全国で385 の図書館の運営に関わっておりますけど、その中でも文化ホールの複合施設も実際に受けて おりまして、県内ではそういうところはございませんけども、鹿児島県のいちき串木野市で も文化ホールと複合施設を実際に運営しており、視察に行ってまいりましたけども実際の運 営も文化ホールも上手く運営されているようでした。それから県内で図書館流通センターが 受けているところがあるのかという事でしたが、今のところは、県内で受けているところは ございません。えびの市の方が指定を受けたというお話は聞いております。それから今いる 図書館職員の処遇がどうなるのかということですけれども、こちらの仕様書でこの処遇につ いても今まで以上に今までを下回ることはないように人員のことについてもお願いはしてお りますし、図書館流通センターの方が出された事業計画書の中においても人員の配置につい ては、しっかりされておりますので、心配はないと考えております。それから文化活動が果 たしていいのか、これから儲け主義の一般的にいうと企業は利益を生まないとしないという ことですので、企業がそういった管理運営をして果たしてその文化が育つのかというお話だ ったと思いますけども、実際に受けておられるところの状況を見てみますと、より以上に分

館についても企業のノウハウによって住民にも支持されているように伺っております。それ から組合のことについては、私の方では分かりかねます。以上です。

〇総務課長(諸橋 司君) 内藤議員の質疑の中で組合交渉はやったのかという質疑がございましたけども、組合と交渉はやっておりません。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今日の説明を聞いて大分わかったのですけども、12月議会で条例が通って今度臨時議会で提案されてまだ町民にも知らされていないと思うんですよ、文化ホールなり図書館が、指定管理者になるということはあまり知られてないと思います。もっと時間をかけてもよかったんじゃないかと思いますが、時間がないと言われて今日になっているんですけども、そんなに急がなくてはならないのかということが心配されます。もっと時間をかけてよかったんじゃないかということをお尋ねします。それと、今度指定管理者になって働くところの労働者についてこちらの仕様書で示している労働条件なり賃金について点検できるということを言われていますが、これまでも保育所なり給食センター等の労働者についてほんとに賃金などが低下していないかどうか点検ができるのかどうか、今度もそういうところで川南町民が働いていくと思いますのでしっかり点検、管理を町として責任を持ってやって頂きたいと思います。それと、職場が減るので労働組合とは交渉をやっていただきたいと思いますが如何でしょうか。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 内藤議員の再度の質問にお答えいたします。町民に対して周知がなされていないということなんですが、確かに町民にこの指定管理者になるということは十分に知らしめていないと思いますけどもサービスが低下したりいろんな条件が悪くなるということであればしっかりとした検証をしてということになると思いますが、町民にとってサービスについても文化についても向上するということを前提にしておりますのでこれから町民に十分に分かっていただくように周知もいたしたいと思いますし、いろんなお知らせをしていきたいと考えております。それから町として労働者のことを守ることは責任があるのではないかということですが、確かに責任はあると思います。そういうことで、仕様書にもうたっていますし、事業計画書を出していただいていますし、これからモニタリングにおいてしっかり検証していきたいと思います。以上です。

○副町長(山村 晴雄君) 御質問の内容にあります、組合との交渉はしたのかということでありますけども、それはしておりません。また、指定管理者を設けることで職場がなくなるので交渉はしたのかということでしたけれども、今後も第4次行政改革においても、それから引き続き第5次の行政改革におきましてもその行動計画の中にその指定管理者の導入は早くから職員の方にも周知の事でありますし、そういうことを目標に行政をやっております。今後はそういう事を含めて組合とは、まめに情報交換しながら交渉は続けていくつもりでおります。以上です。

〇議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〇議員(河野 幸夫君) 議案第1号 「川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理

者の指定について」ですが、このメリットとデメリットですね、これをお聞かせ願いたいと 思います。

〇生涯学習課長(橋本 正夫君) 河野議員の御質疑に御答えいたします。

メリットですけども、メリットにつきましては、今行っている文化事業、図書館事業につきましても十分に住民にサービスを提供しているつもりではございますが、全国的にみましてもやはり指定管理者をしたとこについては、より以上のサービスが提供されるというのが柔軟な運営ができますので開館日の時間延長ができるとか、開館日を増やすとか、それから今までは迎えるだけの図書館でしたけれども、逆に発信できると、そちらのお客様の方に行って頂く、例えば学校に行っていろんな図書館の案内をしたりですとか、内容が充実し期待できると考えております。それから経費についてもそう多くはございませんが、資料で説明いたしましたとおりり8パーセントほどの削減ができると思います。

デメリットにつきましては、県内おいても図書館の指定管理者というのは、ほとんどといっていいほど多くはございません。ですので、これから先どうなるのだろうかという不安はありますけでも、その不安を払しょくできるほどのこれからのモニタリングによって検証によって、そこら辺を払しょくしていきたいと思います。以上です。

- ○議員(河野 幸夫君) 現在、サンA川南文化ホールとなっていますが、名称関係はどうなりますか。
- **〇生涯学習課長(橋本 正夫君)** サンA川南文化ホールについては、今まで通りと変わり ありません。以上です。
- **〇議長(竹本 修君)** ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

これから、議案第1号「川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〇議員(内藤 逸子君) 議案第1号「川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者 の指定について」反対する立場から討論を行います。

昨年の12月議会において議案第70号「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論を行いました。しかし、賛成多数で指定管理者条例は可決されました。今回3月議会では遅すぎるので臨時議会での上程です。大事な町民の財産である文化ホール、図書館を指定管理者に任せることにこんなに急ぐ必要があるのでしょうか。

その第一の問題は、指定管理者の選定が本当に一番ふさわしい団体なのかという点です。 公募をして決めたと説明がありましたが、説明は今日で全国に23の支店を持ち受託館385館 を運営をする図書館で専門の企業と聞きました。また、導入がやむを得ない場合でも地方自 治体の権限を活用して地域に経済効果が及ぶような区域内の事業者を指定したり、管理者の 情報公開等を通じ、実際の働き手の雇用の安定や労働条件の確保を図る工夫が必要ではない でしょうか。今回は東京の会社ですので、収益は大都会の企業の本社に吸い上げられ、間性ワーキングプアが増えるということにはなりませんか。

第二に指定期間が存在するということは、とりわけ短期間では長期的視野に立った運営が難しく、また職員の研修機会の確保や後継者の育成などの機会が難しくなり専門性の継続と蓄積を困難にすることです。更に指定管理者の指定では、司書職員を継続して雇用することが難しく司書職員の育成、業務の継続、伝承ができなくなり不安定雇用を生み出すことになります。また、川南町民の働く条件を悪化させることは認められません。今回の指定管理者に東京都の株式会社図書館流通センターが選ばれました。重要な図書館業務である図書館間や学校との連携、協力、地域資料の発掘、収集などを営利目的とする民間企業が行うことが適切か、公正、公平かつ効果的に行うことができるのか不安があります。

第三に本当に町民に利用される施設になりえるのかどうかについてです。指定管理者は、 その施設を管理運営するために当然のことながら採算が合わなければやっていけません。 元々指定管理者の収入は、指定管理料と利用料金そして、事業収入とで賄うわけですが、採 算を考慮すれば自主事業を含めた利用料金増加を図るか施設の維持管理や人件費などのコス ト削減を進めることになります。修繕費用は、30万円を超えるものは、町が持つとのことで す。また、子供達の利用は今まで通りとのことですが、経費はかかりますので、これが心配 されます。せっかく多額の税金を使って造った施設なのに町民が利用できない施設になって はなりません。そもそも指定管理者制度は、財界発案と小泉構造改革の下で民にできること は民にとの号令の下、2003年に地方自治法が改正され公共施設の運営を民間に開放する制度 として導入されたことによります。これまでに導入したところで直営に戻した自治体が次々 と現れています。人減らしを中心に経費さえ節減できればどんな道を選んでもいいわけでは ありません。行政本来の使命を放棄しては間違った改革になります。誰が川南町の文化振興 に責任を持つのでしょうか。川南町の教育委員会が責任を持つ。その体制は潰されないので しょうか。図書館は、まず直営こそが大前提です。図書館への町民の期待に応えるためには、 質の高いサービス、支援を行うために職員の公務員としての誇りと自己研鑽が不可欠であり、 これにより始めてエキスパートが育ち後継者に技術知識が引き継がれるのではないでしょう か。以上、指定管理者の指定について可決に反対し討論を終わります。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。

これから議案第1号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって 、議案第1号「川南町文化ホール及び川南町立図書館 の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号 「平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第2号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)につ

いて」でありますが、4ページの(行ウ)第7号怠る事実の違法確認等請求事件、債務負担 行為の補正についてとこれに関連する弁護委託料70万手数料について伺いますが、これはお そらく文化ホールの指定と同様に契約書の鏡みたいなとが出来とって提案されたと思うわけ ですが、そうなるとですよね、4ページの(行ウ)第7号怠る事実の違法確認等請求事件の 委任事務の処理にあたる報酬及び訴訟費用等の部分に限度額が記載されとらんわけですが、 契約事項でありますから、おそらく金額が出てこなければおかしいと思うわけですが、金額 が出てこないちゅうこつになると白紙委任契約とみなされるのではないか。これは、問題は ないのですか。

○総務課長(諸橋 司君) 児玉議員の質疑にお答えいたします。まず契約の件で質疑をさ れましたけど、弁護士事務所とは現在相談をしているだけで、この議決を頂いてから契約の 運びとなります。まだ現在契約はしておりません。見積は頂いております。債務負担行為、 補正の中の限度額、金額の表示がしてないのではないかということなんですけど、期間のと ころに審理終了時までとありますけど、訴訟の期間が長引いた場合には、中間金というのが 発生します。現在のところ訴訟期間がはっきり分かりませんので、限度額の設定が困難であ ります。それで、ここに表示していますよう文言で表示させて頂いております。以上です。 **〇議員(児玉 助壽君)** 見積があるということは、見積にちょっと上乗せして上限額を設 定してその範囲内でというのが債務負担行為の本来のやり方じゃち思うわけですが、聞けば 82万円が報酬、報酬費が入っておるという説明であった。長引いた時は、費用大体決まっと るわけじゃかい。それを含めプラスアルファを加えた上限度額を設定すれば別に問題ないわ けですが、これやったら請求し放題になりますよね。何の努力もいらんし。税金で払うかい 簡単なもんかは知らんけんど。大体自分も当事者やかい知っとるけんど。自分は、着手金、 金がないからそういうことになったかも知れんけんど。一審が終わるまでは、着手金で終わ るような契約をしとるわけですが、旅費ホテル代は別として、そういうことをしとるわけで すが、自分の金じゃないかいそういう使い方するとかしらんけんどんよ。この案件について はですね、私の一般質問に対し町当局も適正である、違法性はないと正当であるという答弁 もしておるし、監査委員のお墨付きもついとるわけですが、この意見書で。弁護士を立てて まで争う必要はないと思うわけですが、その上弁護士がこれは勝てるち、もくろんで報酬費 を82万円上げとるちうことは、これは別に弁護士をたてるような案件でもないし、弁護士を 立ててでも争うということはですね、この監査委員は、これは読みますが、この訴状に住民 監査請求に関する監査委員の判断を読んでみますが・・・。

本請求について、慎重に監査したところ、結果は次のとおりである。

以下、本件請求について監査委員の判断を述べる。

(1) 請求人が主張する違法性

本件補助金(平成24年度)及び本件補助金(平成25年度)(この号において「本件補助金」という。)の支出について請求人が主張する違法性の根拠は、請求書及び提出された証拠書

類の記載等を総合し、川南町が本件事業において支線水路を開設している本件受益者から応 分の分担金を徴収せず、また、開栓手続をしていない本件受益者から分担金を徴収せず、本 件補助金を支出したことは、土地改良法第91条3項及び県営土地改良事業分担金徴収条例に 違反するものであるということに求められると解される。

この後が、監査委員の判断によるところだと思います。

地方自治法第232条の2「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附 又は補助をすることができる。」と定め補助金交付の公益上の必要性に関する判断に当たっ ては、地方公共団体の長に一定の裁量権が認められている。

本町は、町全体の産業の振興、住民福祉、公共利益の向上のため農林水産業、商工業全ての事業について、さまざまな補助、助成を行っており、なかでも基幹産業である農業においては、農業振興の一つの政策として助成条例を整備し、土地改良区への助成を行っている。開閉栓方式は、将来における営農の選択幅を広げ、生産性、品質の向上対策として有効な手段であり、公益性が高いと考える。

土地改良法91条第3項は、「市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。」と規定している。請求書、証拠書類、意見書、事情聴取及び関係法令これらから判断しこの支出は違法でないと判断した。

〇議長(竹本 修君) 児玉議員、議案質疑ですから、議案に対して質疑をお願いします。

よって・・・。何を言いようるとか、お前は。これは監査委員がこういう違法性が出と らんち言うよっとやかい。議長、何を俺を今止める権限があんたにあっとね。・・・〔「と いう声あり〕〕

〇議長(竹本 修君) あくまでも議案質疑ですから、議案についての質疑をお願いします。

議案の質疑、住民監査請求訴状、これが原因やがね。それに基づいて訴状出しているとやが ね。何が関係がない。議長、関係がない根拠、関係がないとする根拠言ってください。切れ。 関係がないとする根拠・・・〔「という声あり」〕

○議長(竹本 修君) 質疑を続行してください。

根拠、根拠がないから質問せん。根拠をしめしてください。関連がないという。関連がない という根拠・・・〔「と言う声あり」〕

○議長(竹本 修君) あくまでも一般会計補正予算の計上と債務負担行為の行為ですから、

それに基づいた質疑ということでお願いします。

違うどがね。原因はこれにあるとやがね。直接これに、住民監査請求、棄却これで訴訟し とるわけやろがね。何が関係がねえね。今の何は、誰の指示で止めたつね。・・・〔「とい う声あり」〕

○議長(竹本 修君) 私の判断です。

そしたら、判断の根拠・・・〔「という声あり」〕

○議長(竹本 修君) 先ほど言いますように、一般会計補正予算の中の質疑ですから中身 の至るまでの質疑ではございません。

請求事件よ、これは、債務負担行為、何が原因で債務負担行為起こすごつなっとっとね。 何が原因で、住民監査請求棄却されて、それを不服として訴訟しとるわけやがね。それで債 務負担行為という案件がでてきとるとやがね。何が関係がねえね。予算書に入っとるとよ。 債務負担行為や弁護士費用も。根拠、関係がない根拠・・・〔「と言う声あり」〕

○議長(竹本 修君) 確かに関係ないということは言いきれませんけど、訴訟という話になりますとここの予算の中身につきましてはですね。別問題だというふうに解釈し止めたというわけです。

じゃかい、根拠は何かと言いよると。別問題とする根拠は。・・・〔「と言う声あり」〕

○議長(竹本 修君) 児玉議員、質疑を続行してください。

根拠、根拠を明確に説明してください。・・・〔「と言う声あり」〕

○議長(竹本 修君) 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午前11時55分開会

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。ただ今、児玉助壽議員の質疑の中につきまして、 議長として不適切な言葉の中で審議ということで打ち切りましたけど、続行させていただい てこの会議を始めさせていただきたいと思います。児玉議員そういうことでお願いします。 ○議員(児玉 助壽君) 「請求書、証拠書類、意見書、事情聴取、及び関係法令これらから判断しこの支出は違法でないと判断した。よって、請求人の主張する本件補助金の支出に違法性は認められず請求を棄却する。」と棄却したわけですよ。監査委員も町当局も違法性はないと、違法性がないとやったら、弁護士を立てて争う必要もないし、この意見書で、意見書によると「よって、本請求による分担金徴収条例に違反する違法な財務会計上の怠る事実」これが原因ですかね、助成金の支出の差し止め、損害賠償の請求ないし賠償の命令等必要な措置を求められているが、そもそも本町において違法となる事実はなく請求の内容は、発想の飛躍と言わざるを得ないと」、これが監査委員の意見なんですよ。弁護士もちゃんと勝つ、勝つ見込みがあるから82万の成功報酬をもらうために債務負担行為を起こしとるわけじゃがよ。そう言うとるもんによ、何で弁護士費用を払わないかんとですか、当局が。その責務を果たせば、何も恐れるとこはねっちゃが。違法性の認識があるからですか。

○総務課長(諸橋 司君) この(行ウ)第7号怠る事実の違法確認等請求事件につきましては、先程児玉議員おっしゃいましたように住民監査請求をされて棄却をされております。 それで、その後に宮崎地方裁判所に訴訟提起がなされたものですから、今回裁判に係る予算について、債務負担行為を設定させていただいたものであります。以上です。

○議員(児玉 助壽君) じゃかい、この厳しい財政状況によね、違法性がないと監査委員 のお墨付きじゃし、弁護士も勝ったようなもんちゅう成功報酬を見積しとるような訴訟問題 によ、町の銭を使うち言うこつはよ、違法性の認識があるかいじゃかいち思うわけじゃけん どんよ。これは、監査委員の判断にケチをつけるような町のやり方にならんですか。監査委員。これは、最後やけんどんよ、監査委員の意見を聞いとこかと思うてよ。

〇代表監査委員(中村 守君) 児玉議員の御質問でございますが、この件につきましては、この意見書を提出させて頂きますまでに中津監査委員と共にいろんな資料に基づきまして、御判断を合意の上でさせて頂いたわけであります。その後に本日の臨時議会ということで、案件が上がっておるわけでありますけれども、私といたしましては、これは、これから始まる示談でございますので、この種の対応を行政としては、取らざるを得ないのかなと今の時点では理解をいたしております。以上でございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。 しばらく、休憩します。午後の会議は、1時からとします。

午後 0時03分休憩

.....

午後1時00分開会

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

これから、議案第2号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)について」討論を 行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第2号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)について」反対する立場から討論を行います。

昨年の12月議会において、議案第70号で、「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正」について、反対の立場から討論を行いましたが、賛成多数で採択されました。そして今回は、新たに川南町文化ホール図書館指定管理料として、債務負担行為3億1,748万4,000円が盛り込まれています。

反対理由の第一は、営利を目的としない文化ホール図書館運営に指定管理者は、基本的に はなじみません。

第二に今回の進め方は、あまりにも拙速です。文化ホール・図書館は、町民に育てられた町民の財産です。そのあり方について町民の意見を十分に聞くことなく進めています。教育、文化、子供の問題は、将来の川南町を左右する大事な問題です。

第三にこの予算で提案された債務負担行為についてどう考えるかという問題があります。 平成26年から平成30年の5年間となっています。総務省は、平成22年12月28日付けで指定管 理者制度の運用についてとの通知を地方自治体に向け送りました。これは、指定管理が管理 する施設で死亡事故などが相次いだことなどを受けたものです。通知は、指定管理者につい て、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を指定する もので、価格競争による入札とは異なると指摘しており、コスト削減のみを目的としないよ う求めています。また、指定管理者が仕事を非正規雇用職員に任せたり、自治体の直営時に 比べて賃金を安くすることなどが問題視されているのを受け、指定管理者の選定にあたって も労働法令の遵守や労働条件への適切な配慮がされるように留意するよう要請しています。 併せて自治体と指定管理者との協定の中で安全確保体制や損害賠償責任保険の加入などに関 する事項などを明記することも求めています。指定期間が決められていますので、長期的視 野に立った運営が難しく、また職員の研修機会の確保や後継者の育成などの機会が難しくな り専門性への継続と蓄積を困難にすることです。更に指定管理者の指定では、司書職員を継 続して雇用することが難しく司書職員の育成、業務の継続、伝承ができなくなり不安定雇用 を生み出すことになります。5年間は、ここで働く人たちの賃金は同じということになるの ではないかと心配されます。指定管理者に今回、株式会社図書館流通センターが指名されま したが、重要な図書館業務である図書館間や学校との連携、協力、地域資料の発掘、収集な どを営利目的とする民間企業が行うことが適切か、公正、公平かつ効果的に行うことができ るのか疑問です。

第四に指定管理者の導入は、経費削減以外の何物でもないことです。町職員、嘱託員を 削減し運営経費の削減を図るためのものです。新たなサービスの拡大等言われますが、直営 でも出来ることです。人減らしを中心に経費さえ節減できればどんな道を選んでもいいわけ ではありません。行政本来の使命を放棄しては、間違った改革になります。

以上、川南町一般会計補正予算(第6号)の中に川南町文化ホール・図書館指定管理料

の債務負担行為が含まれている予算には反対です。討論を終わります。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第2号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)について」反対の立場で討論致します。その理由について、第2表債務負担行為補正(行ウ)第7号怠る事実の違法確認等請求事件において、委任事務の処理に当たる報酬及び訴訟費用等において限度額が設定されておらず、これは白紙委任契約を議決するものと解され不透明な公金の運用を助長するものであり認めることはできません。なお、弁護委託料70万円の本案件に関わる訴訟案件の問題については、先程、監査委員の判断として申し述べました町の灌漑事業に関わる問題でありますが、その問題については、町当局は、の正当性適法性を主張しています。また、町監査委員におかれましても訴訟案件となっている住民監査請求を棄却し、町当局の正当性適法性にお墨付きを与えています。このことからして、町当局は弁護士に変わりその任務を果たせば事足り、したがって、財務負担行為弁護委託料は、不用となります。以上を申し述べ反対討論を終わります。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終ります。これから議案第2号について、採決します。この採決は、起立に よって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。したがって、議案第2号「平成25年度川南町一般会計補正予算(第6号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました 議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定を いたしました。

日程第7 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。 本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議がなし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、「閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動 を認めることに決定しました。

日程第8 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に 関する事項」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありま

せんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成26年第1回川南町議会臨時会を 閉会します。おつかれさまでした。

午後1時10分閉会